

## 【図書紹介】

吉田 三男著

### 「怒りの阿賀」

上 杉 俊 孝



### 怒りの阿賀

新潟水俣病と環境教育

#### 一、四歳五ヶ月女兒の小脳

一九七一年九月二九日、新潟水俣病裁判の第一審判決は原告被害者側の全勝有利をかちとりました。しかし、それから二〇年、認定患者は六九〇人、認定を棄却された人一二九三人、申請しない患者はもつと多い、しかも一九八三年一二月九日以降は一人も認定されていません。

“水俣病裁判の吉田”と言われるほどに、著者はなぜ、そんなにまでして新潟水俣病裁判に熱を入れたのかやと、そのなぞがいま解けた思いがします。「新潟

裁判の証人尋問のようすが紹介されま

みられ、テーマは次のように設定され

地方裁判所の法廷で証言に立った白木博士の示した一枚のスライドを見て息をのんだのです。たった四歳五ヶ月の、親にとっては目に入れて痛くない程のかわいいさかりの女の子が、どんなに苦しみもがきながらいたいけな命を奪われていったのか想像し、この世の地獄図そのものである。この子を、そして家族を地獄へ突きおとしたのはだれか、はげしい怒りでその犯人を追求しなければすまない情念のとりこ」となったのです。こうして著者と新潟水俣病とのかかわりが始まります。

一九七一年九月二九日、新潟水俣病裁判の第一審判決は原告被害者側の全勝有利をかちとりました。しかし、それから二〇年、認定患者は六九〇人、認定を棄却された人一二九三人、申請しない患者はもつと多い、しかも一九八三年一二月九日以降は一人も認定されていません。

#### 二、事実からの出発

#### 三、新潟水俣病の教材化と授業実践

す。

被告（国）側の証人に立ったのは一人の学者です。この二人は共通して、“学者”的肩書きを振りかざし、原告代理人（弁護士）をしろうと呼ばわりしているだけです。学者とか医者とかいうならば“実証”が生命です。それができなくて、自己の責任をかくすために事実に目を塞ぎ、調査にもとづかない仮説推論ですべてを説明しようとしているわけです。だから著者はいいます。「事実からの出発でなければなりません。発生の現地に立ち、被害者の生活のとどの中から考えなければなりません。水俣病の学習にあたっても『追体験』的手法ができるだけとなりました。『事実からの出発』『さわって考える』方法論、そして「自分にとっての阿賀とは何か」という連帯の原点を探る試みです」と。

に、著者はなぜ、そんなにまでして新潟水俣病裁判に熱を入れたのかやと、そのなぞがいま解けた思いがします。「新潟

います。

(1) 水俣病とはどういう病気か

(2) 新潟水俣病はどうしておこったか  
りかえされるか)

(3) 草倉・足尾そして水俣（公害はなぜく

(4) 新潟水俣病の社会問題

(1)では、資料集のほかに①ビデオ、②患者の証言を生の声で、さらに③認定患者を教室に招いて、手にさわってみる、話を聞く。こうして臨場感あふれるものにし、生徒は事実をしっかりと見ることによつて「これが水俣病だ」という強烈な印象をもつことができました。

(2)では、①患者発生分布図や患者発生の集積性を見ながら、②なぜ、魚を食べると水俣病になるのかと問題を焦点化していきます。ここでは、⑦昭和電工は何をつくっていたのか、⑧なぜ水銀をたれ流したのかと、グラフ・年表等を使って一気に問題の核心に迫っていきます。一九六〇年以降昭和電工（鹿嶋工場）は、政府の強力な石油化學化への政策転換により、有利な立地条件を失い、いわば使

い捨ての対象になってしまいました。で

すから排水処理施設についても通産省の指導は行われず、当然のこととして水銀のたれ流しは増大し、新潟水俣病の大量発生を促進したわけです。しかも、政府や会社の妨害の中で原因究明は大きくおくれてしまつたのです。

(3)では、日本政府は、資本主義発達の歴史の中で、公害問題をどのように処理してきたのだろうか、①草倉銅山煙害始末記の「今後永久に苦情は申しません。国益のためだから村方は大いに協力します」（公害問題処理の原型）、②足尾鉱毒事件の「永久に此問題に対し苦情等一切申出ざる事」（永久示談書）の資料を基に、それが新日本チッソの水俣病補償交渉にひきつがれていることを考えます。

さらに③足尾に学ぶチッソの悪知恵として、原因が工場に起因しないことがわかつた場合は見舞い金をうちきる、十年間苦しんで死んだ場合の見舞い金一三三万円（昭和三四四年）は、工場に起因すると決定した時でもこれ以上要求しないこと、として原因不明の形をとり、あくまでも「見舞い金」として支払うこととした

（当時、熊本大学研究班や工場附屬病院では工場廃液が原因であることを裏付けていた）点などを追求します。

まとめとしての(4)では、①なぜ患者認定がストップしたのかを追求します。政府（環境庁）の方針が、昭和五二年に

「疑わしきは認定せよ」から「疑わしきは認定するな」にかわったのです。②被害は身体だけか、については原告の伊藤健策さん（仮名）の陳述書が示されます。

③企業に問いたいと、中学生の感想文が紹介されています。「水俣病の三つの責任とは、⑦水俣病をおこした責任、⑧被害を拡大した責任、⑨迅速かつ可能な限り被害者を救済する責任である。それに交渉にひきつがれていることを考えます。もしかわらず、四半世紀にわたつているのにいまだに救済のメドもたつていない」などです。

著者の訴えの百分の一も紹介できませんでした。まとめるこの苦手な私にはこれが精一杯です。おわびをしながら筆をおきます。

（うえすぎとしたか＝新潟市教職員組合書記長）